

707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例

※現在、国会審議中

1. 特例を設ける趣旨

都市と農村の交流の活性化に資するよう、農家民宿や農園レストラン等を営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒（いわゆる「どぶろく」）を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないこととし、酒類製造免許を受けることを可能とするものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、特区内において農家民宿等を営む農業者（特定農業者）が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米を原料として濁酒（いわゆる「どぶろく」）を製造し、提供することを通じて、地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該特区計画において本事業の実施主体として定められた特定農業者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、濁酒の製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項（最低製造数量基準（年間6k l））の規定は、適用しないこととされます。

なお、濁酒の製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき、酒税額等の申告、納税及び酒類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要があります。

3. 基本方針の記載内容の解説

○ 「特定農業者」とは、いわゆる農家民宿（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に規定する農林漁業体験民宿業）や農園レストランなど、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、料理飲食店など）を併せ営む農業者をいいます。

また、特区計画において、特定農業者に該当する者が、本事業の実施主体とされていることが必要です。

○ 「濁酒」とは、

① 米（注1）、米こうじ及び水を原料として発酵させたもので、こさないもの

② 米（注1）、水及び麦その他一定の物品（注2）を原料として発酵させたもので、こさないものをいいます。

（注1）米は自ら生産したものに限りません。

（注2）麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぷん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かす

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

地方公共団体が特区に認定されることで、特区内であれば製造免許を受けなくても濁酒を製造できるといった誤認による違反事例の発生などを防止する観点から、特区に認定された地方公共団体は、制度内容の広報等を積極的に行うようお願いします。

また、濁酒の製造免許を受けた特定農業者が、酒税法の規定（酒税額等の申告・納付及び酒類の製造・移出等に関する記帳等）に違反すると、罰則の対象となり、製造免許が取り消されることもありますので、地方公共団体は、特定農業者が酒税法違反とならないよう留意してください。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし